

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 農政企画係
不利益処分名	農用地区域内における開発行為者に対する監督処分
根 拠 法 令	農業振興地域の整備に関する法律
根 拠 条 項	第15条の3
連 絡 先	(電話 621 - 5246)
処 分 基 準	基 準 農用地区域内における開発行為の監督処分に係る処分基準は、別紙「農業振興地域の整備に関する法律に係る開発許可等に関する徳島市事務処理要領」の定めるところによる。
	参 考 事 項 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)